

## [要旨]

韓国の合計出生率(TFR)は2000年の1.47から2002年には1.17に急落した。2003年には1.19と多少回復したが、依然として台湾(1.24)や日本(1.29)より低い。本稿では、2001年以後の韓国の合計出生率がなぜ日本より低い水準なのかを主たる課題とする。

テンポ調整合計出生率(ATFR)を見ると、2002年に至っても韓国の方が日本より高い水準にある。これは韓国の合計出生率が低い理由のひとつが、日本より速い晩産化速度にあることを意味する。したがってもし晩産化が停止すれば、韓国の合計出生率は日本より高い水準まで回復するだろう。

より有益な洞察は、結婚力と結婚出生力への要因分解から得られる。結婚期間分布を推計し結婚期間別出生率を適用することで、2002年までの仮説的合計出生率を製作した。実際の合計出生率との比較によると、1999年から2002年までの韓国の合計出生率低下(1.42から1.17)のうち約60%は結婚力低下によるものだった。しかし最近の日韓の出生力差は、結婚力ではなく結婚出生力の差が原因であることが明らかになった。仮説的合計出生率によると、日韓の結婚出生力が等しければ、韓国の合計出生率の方が高い状態に止まり、2001年以後の逆転は起こらなかつたはずである。

保健社会研究院『2000年全国出産力と家族保健実態調査』結果を見ると、2000年以後避妊実践率の増加と中絶経験率の減少が生じていた。同調査では、理想子ども数の減少も観察された。子どもを持つことに対する障害の増大のみならず、最初から子どもを望まない需要低下も進行中であることがわかった。

大学進学率は、韓国では1990年代に急激に上昇したのに対し、日本では停滞している。これは、韓国の養育費・教育費が日本より高いことを示唆する。30代女子の労働力率は日本より低く、しかも差異が拡大している。したがって女子労働力の変化が日韓差の要因である可能性は低いが、夫を含む全般的労働市場の変化は日韓差に影響している可能性がある。すなわち両国で労働市場の不確実性が夫婦の出産意欲を減少させたと考えられるが、この効果は経済危機以後の変化が急激だった韓国でより大きかったのかも知れない。

韓国政府は2004年に様々な出生促進策を打ち出した。盧武鉉大統領は出産支援を最優先すると述べたが、自由主義的で市場経済重視の韓国政府がこの分野に莫大な予算を投入できるとは思えない。さらに出生力回復の鍵は、弱い家族紐帯、婚外出生、子どもの早期独立等で特徴づけられる北西ヨーロッパ的文化パターンの受容にあると考えられる。そのような文化的変動は、南欧・東欧等に比べると東北アジアではさらに起きにくく、従ってアジアの極低出生力はヨーロッパよりさらに長期化し、より低い水準まで落ち込む可能性が高い。

1. はじめに

1990年代に入り、NIEs と呼ばれるアジアの新興工業国は、先進諸国と同様に合計特殊出生率の低下を経験している。韓国の場合、合計特殊出生率は1983年に人口置換水準2.1となったが、その後20年も経たない2001年に1.30まで下がり、2002年は1.30を下回ると推計されている<sup>1</sup>。

本稿では、NIEs の中でも、人口増加抑制政策を取り入れながら1970～90年にかけて「漢江の奇跡」と呼ばれる程の国家経済発展を成し遂げた韓国が、新たに、低出生時代に向けて準備しつつある低出生対応政策（低出産対応政策）に着目したい。

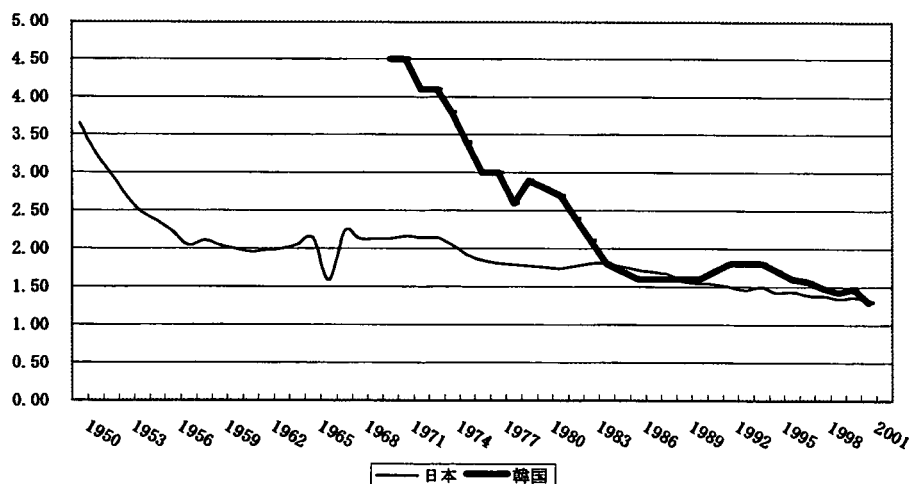
現在の韓国の低出生対応政策を検討するためには、まず、過去の人口政策（1962年～1996年）が与えた出産行動への影響を検討することが重要である。そして、その後、合計特殊出生率の変化から見える、婚姻及び出産を巡る環境の変化と、それに対する政府の対応政策の考察を行う。

2. 韓国の人口政策 —人口増加抑制政策から人口維持政策まで—

(1) 人口増加抑制政策

大淵（1976）は、人口政策を「政府が個人の人口行動を一定の政策目標に沿うような方向に誘導しようとする意識的な努力（57）」と定義している。そこで、本節では、韓国の過去の人口政策が一体どのような形で導入され、人々の出産行動に影響を与えてきたのかを中心に考察を行う。

グラフ1 日本・韓国 合計特殊出生率の変化（1950～2001）



資料：韓国：本稿「年表2 韓国出生順位による出生時男女性比率(1970-2001)」

日本：『人口統計資料集(2001/2002年版)』国立社会保障・人口問題研究所 <http://www.ipss.go.jp/>

<sup>1</sup>韓国では、十二支の「午」「寅」「辰」の年に女兒を生むのを避けるため、出生率が下がる傾向がある。

グラフ1の日本と韓国の合計特殊出生率の変化(1950~2001年)をみると、韓国の出産行動の変化が1970年以降、非常に短期間で起こっていることを確認することができる<sup>2</sup>。

韓国では、1953年の朝鮮戦争休戦後、軍人の復員と「多産多福」「多男富貴」の思想の下、出生数が増加したことにより、人口増加率3.0%(1960年)という急激な人口増加が起こった。そこで、朴正熙政権は、人口問題に対する政府対応政策を「第一次経済開発五カ年政策」の中で打ち出した。それは人口抑制を盛り込んだ「出生調整政策」「家族計画政策」「海外移住政策」「人口分散政策」を柱とし、最終的に人口増加率を2.9%から1.0%に押さえることを目標とした人口増加抑制政策であった。その政策は、家族計画事業を中心とした産児制限プログラムによる直接的手段と、福利厚生を盛り込んだ社会支援政策による間接的手段から成り、人々への「一家庭、二子女」という二少子女観の規範化を目指したものであった<sup>3</sup>。

ここでは、人口増加抑制政策が取り入れられていた30年間に5年6期に分け、それぞれの時期の家族計画事業の特徴を挙げていきたい。(年表1参照)

#### ①1960-1965年 「少子女観形成運動期」(準備期)

1960年当時、6.0あった合計特殊出生率を下げるために、「適切に産んで上手に育てよう」の標語の下、大韓家族計画協会(1961年設立)を中心に家族計画運動を展開し、多子女観から少子女観への意識改革のための体系的啓蒙運動が行われた。家族計画要員を各地へ派遣し、避妊方法を教えるなどの集団啓蒙を中心に、避妊知識として精管施術・コンドーム・避妊ゼリーなどが推奨された。1963年にはIUD(子宮内避妊器具)が使用され始めた。

#### ②1966-1970年 「三子女運動期」(拡大期)

家族計画事業の基礎段階で「3・3・35」運動と呼ばれる「3年毎に3人の子供を35歳までに」の標語の下、三子女運動[子供は三人まで]を展開した。家族計画要員、医師、看護婦等の対人接近による啓蒙活動と新聞・雑誌等での広報活動を中心にし、1966年には「家族計画10カ年計画」が打ち出された。人口増加率を2.5%から2.0%に押さえることが目標とされ、IUD・精管施術の奨励、また、政府支援により経口避妊薬等が配布された。

#### ③1971-1975年 「二子女運動期」(拡大期)

1973年に「母子保健法」が制定され、それにより人工妊娠中絶が実質的に合法化された<sup>4</sup>。また、少子女優遇政策が取り込まれ、少子女観の啓蒙が強化され始めた。

1970年代の家族計画事業には、広報活動を主体に「息子・娘の区別なく二人だけ産んで大切に育てよう」の標語が掲げられた。それは、人々の意識に男児選好思想が根強く存在し、男児が生まれるまで子供を産み続ける出産行動が、「子供は二人」という政府が打ち出す少子女観啓蒙運動に大きな妨げとなっていることが認識され始めたか

<sup>2</sup> 韓国では、1970年以前の人口動態に関する連続した公的なデータが存在しない。

<sup>3</sup> 『人口政策30年』韓国保健社会研究院

<sup>4</sup> 「優生学的・遺伝学的・伝染性疾患、強姦、近親相姦」に限定され、経済的事由は認められていない。

らである<sup>5</sup>。また、このような男児選好観念の払拭を求める政府の動きと時を同じくして開催された、「1975年第一回世界女性会議」での標語「男女は平等であり、女性は出産の道具ではない」や、女性の地位の向上を目指す国際的な流れをきっかけに、韓国国内でも、女性の地位向上に対する運動が支援されるようになった。

#### ④1976-1980年 「家族計画活性化期」(拡大期)

家族計画事業は、大衆媒体を使った広報活動により押し進められるようになり、家族計画広報戦略転換期にあたる。また、「第4次経済開発5カ年計画」(1977-1981年)では、子女数二人以下の家庭に対して特別税金控除が、子女数三人以下の避妊治療受容家庭には、公共住宅優先入居権の付与等が行われ、少子女家庭優遇政策が強化された。

避妊対策では、女性の避妊治療が推奨され、卵管手術が導入されてきたが、それまで行われてきた施術等による副作用が問題視され始め、母体の健康管理の必要性が高まり、母子保健が見直されるようにもなった。

#### ⑤1981-1985年 「人口増加率1%早期達成運動期」(結実期)

この時期は人口増加抑制への啓蒙活動が最も高まった時期である。1982年より「一人から二人産もう」運動が展開され、「一家庭一子女運動」とともに、少子女観形成を阻んでいた男児選好是正を目的としたキャンペーンが行われはじめた<sup>6</sup>。

更に、過剰な人口増加の影響による経済開発の遅れを取り戻すために、大統領令に則り政府組織による体系的な家族計画事業が展開され、少子女観規範の確立のための社会支援政策が打ち出された。中でも、1983年には「制限政策」が現れはじめ、三子女以上の家庭には出産医療保険分娩費用の給付が制限された。教育費補助金の非課税範囲も、二子女以内に制限となり、公務員の家族手当の支給も二子女以内へと制限された。

#### ⑥1986-1990年 「家族計画事業の転換期」(拡大期-転換期)

ここは、韓国が経済成長を成し遂げ、人口増加率1%を達成し、1987年に民主化宣言が出され、1988年にはオリンピックの開催等、社会経済的な変化があった時期である。また、この時期は「一家庭一子女」規範が確立しはじめた時期にあたり、一子女家庭によって構成された「一子女家族会」等が発足した。

<sup>5</sup>男児選好：韓国の男児選好は、現代日本の女兒選好の「女兒の方が良い」という意識とは違い、「男児を産まねばならない」という強固なものである。

韓国では、民法により父系血統の継承が規定されており、その父系血統主義、及び、男性を中心とした社会・経済構造により男児の出産が求められる、とされている。

民法：第七八一条(子の入籍、姓及び本)「子は、父の姓及び本を継ぎ、父家に入籍する」

第八二六条(夫婦間の義務)、「妻は、夫の家に入籍する、ただし、妻が親家の戸主又は戸主承継人であるときは、夫が妻の家に入籍することができる」

<sup>6</sup>合計特殊出生率は1980年にまで2.8を維持していたが、1980年代中盤に急激に下がりはじめ、1986年には1.6にまで下がっている。それは、生殖医療技術の進歩により、超音波検査・羊水検査による胎児性鑑別技術が導入され、女兒を選択し墮胎することにより男児を産むことが可能になったことに起因する。その後も、合計特殊出生率は低下の一途を辿るが、それに伴い男児出生数が女兒出生数より10%近く多いという男女出生時性比不均衡が現れはじめた。(年表2参照)

ところが、1988年8月に「0.97%達成公認」が発表されると、経済企画院は、1989年から「人口の資質と生活の質向上」を家族計画事業の新たな目標として掲げ、人口政策の方向修正がなされた。また、その後、人口の急激な減少が憂慮され始め、家族計画事業の予算は削減されていった。

このように、韓国の人口政策は、1988年に「0.97%達成」が公認された後、これまでの人口抑制を目的とした人口作用政策から、人口の質の向上、福祉の充実をめざした社会・経済政策等の人口対応政策へと政策転換して行くのである。

## (2) 人口維持政策への転換 —生活の質向上と社会保障の拡充へ—

韓国の人口政策は、その後1992年に、人口維持政策へと方向修正され、1996年には、新たな人口政策として「生活の質向上と社会保障の拡充」が掲げられた。

新人口政策は、人口の資質と福祉の向上を目指したもので、人口の安定を図りながら「人口の資質向上と福祉増進」という人口対応政策に転換し、下記の項目の充実化を目標に、将来予測される労働力の不足に備えるというものであった。

生活の質の向上と福祉の推進とは、三重野（1989）<sup>7</sup>が「生活の質」をめぐる公共当局の役割の中で、所得の再分配の重要性を挙げているように、それまで韓国政府が、「先発展、後分配」と経済開発に重点を置いてきた国家から、所得の再分配を通じて、「福祉国家」の建設を目指し始めたことを意味する。この時期は、社会保障制度の拡充が目指され、中でも、高齢者に対する福祉が推進された。また、韓国は1996年にOECDに加盟したが、その後、「OECD水準の福祉の推進」が重要課題となっている（Byeon：2002）。

新人口政策 <sup>8</sup>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族保健及び福祉の推進</li> <li>・ 性比不均衡の改善及び人工妊娠中絶の予防</li> <li>・ 青少年の性問題に対する対応方案</li> <li>・ 女性の就業及び人力の活用</li> <li>・ 高齢化社会に対する老人福祉の拡充と就業の増大</li> </ul>

この新人口政策の中で、第一に掲げられているのは「家族保健及び福祉の推進」である。また、新人口政策を打ち出すにあたり、召集された人口審議会は1994年に発足しており、これには、1994年カイロで開かれた開発・人口会議の「ICPD行動計画」の影響を見ることができる<sup>9</sup>。

<sup>7</sup> 「生活の質」をめぐる公共当局の役割

- (1) 市場システムにおいて供給が難しい公共財の供給
- (2) 外部不経済、社会的費用に対する対応
- (3) 所得再分配に関する各種政策（社会福祉に関する各種サービスの公的供給を含む）
- (4) 経済システムの安定化（雇用創出、完全雇用、インフレーションの鎮静化）

<sup>8</sup> 洪文植 1996『低出産時代の人口政策 方向』韓国保健社会研究院 公聴會資料 1996年3月19日

<sup>9</sup> 1996年以降、ICPD行動計画に基づく政府研究報告書がだされている。

Cho, N.H. and Lee, S.S. 1999 *Population and Development in Korea Focus on ICPD Programme of Action*. Seoul. Korean Institute for Health and Social Affairs

李三植・趙南勳 2000『人口開發에 관한 UN行動綱領의 推進實態와 發展方向』韓国保健社会研究院

次に、新人口政策の中で、家族計画事業はどのような位置付けであったのか。この当時の合計特殊出生率の目標は、「人口置換水準を下回る合計特殊出生率の保持」としか表現されていないが、表 2-1 が示す様に、合計特殊出生率は 1.6~2.0 を維持されるものと予測されていた。これにより、「人口抑制も人口促進の必要性も見受けられない<sup>10)</sup>」とされ、新人口政策では、出生に関する直接的政策による対応の必要は無い、と結論付けられ、それまでの全ての出生抑制に関わる社会支援施策が廃止された。それに伴い、家族計画事業も縮小され、避妊具等も、無料配布から有料化へと移行された。

このように、韓国の人口政策は 1996 年に、36 年間に及んだ人口の増加抑制を目指した人口作用政策から、社会・経済政策・その他公共政策等を通し、人口の資質の向上を図るといふ、非人口政策に取って変わったのである。

表 2-1 合計特殊出生率推計 (1) [韓国保健社会研究院]

	1995	2000	2005	2010	2015	2020
高位	1.77	1.86	1.93	1.93	2.00	1.98
低位	1.61	1.64	1.61	1.61	1.69	1.69

資料：文顯相他 1995『出産力予測과 人口構造安定을 위한適正出産水準』韓国保健社会研究院

### (3) 理想子女数の変化

次に、1966 年から 2000 年の間の、韓国の理想子女数の変化を、表 2-2 で見てみる。大きな変化は、①1976 年から 1982 年、②1982 年から 1985 年、そして、③1988 年から 1991 年の 3 期間に現れているが、それにより、少子女観の形成過程を見ることができる<sup>11)</sup>。

まず、①期は、それまで「多産多福」の思想の下、「4 子女以上」が 60% 近くであったものが、「3 人」36.6%、「2 人」39.8% になり、次の②期では、「3 人」が 20 ポイント下がり、「2 人」は 69.6% と 2/3 以上になっているのである。また、1988 年には、「1 人以下」は 19.8% となり、5 人に 1 人の有配偶女性が「1 人以下」を理想としていたことになる。1980 年代後半は、先に詳述した通り、政府が「一家庭、一子女」を積極的に推進していた時期にあたり、人々が規範を内面化していたことが窺える。

また、先に 1988 年の「0.97% 達成公認」以降、家族計画事業が縮小化されたことを述べたが、その家族計画事業の転換時期と「理想子女数」を照らし合わせてみると、興味深い現象が現れているのである。それは、理想子女数「一人以下」の減少である。③期にあたる 1980 年代末から 1990 年初頭には、人口政策の変化に伴うように、1988 年まで増加の一途であった理想子女数「一人以下」が減少し始め、その後、1991 年・1994 年も引き続き減少している。更には、「3 人以上」が 1988 年調査よりも 5 ポイント上昇しているのである。これは、人々の理想子女数が、政府の少子女観形成啓蒙運動に影響を受けていたことを示唆しており、「一家庭、一子女」運動や家族計画事業の縮小化により一子女規範が薄れていったのである。

<sup>10)</sup> 洪文植『低出産時代の人口政策 方向』1996 韓国保健社会研究院 公聴會資料 1996 年 3 月 19 日

<sup>11)</sup> この調査は、有配偶女性を調査対象としている。

次に、興味深いのは完結出生数と理想子女数の比較である。これらを比較してみると、韓国では、理想子女数と完結出生数に差が殆ど無い。1991年には、完結出生数が理想子女数を上回っている状況にあったが、これは、少子女観が20年程の短期間に社会規範化されたことを示している。2000年の完結出生数は、人々が計画的な出産行動をとっていることを示しており、これは、政府が主導してきた家族計画事業が、どれだけ人々の意識へ影響を与えていたのかを示唆するものである。

表 2-2 韓国理想子女数の変化 (1966~2000年)

年	平均理想 子女数	1人以下	2人	3人	4人以上	他	計 (%)
1966年	3.9	0.3	4.1	33.4	59.0	3.2	100
1971年	3.7	—	6.0	42.0	52.0	—	100
1976年	2.8	4.2	39.8	36.6	19.4	—	100
1982年	2.5	5.5	54.6	30.5	9.4	—	100
1985年	2.0	16.2	69.6	11.1	2.4	0.6	100
1988年	2.0	19.8	66.0	10.1	3.9	0.2	100
1991年	2.1	13.0	68.0	19.0 *		—	100
1994年	2.2	7.3	67.9	18.9	5.4	0.5	100
1997年	2.3	10.0	62.6	20.3	6.2	0.9	100
2000年	2.2	9.3	64.3	20.1	5.7	0.7	100

\*1991年調査は、「3人」「4人以上」の二つの項目が「3人以上」の一つの項目にまとめられている。

資料：『全国出生 及 家族保健実態調査』各年版 韓国保健社会研究院

表 2-3 完結出生数の変化 (1991~2000年)

年	1991	2000
完結出生数	2.8	2.1 *

\*：婚姻期間別出生数が算出されていないため、年齢別：40~44歳（初婚平均年齢23.49歳、結婚持続期間18.94年）の出生児数を用いた。（35~39歳は2.0、初婚平均年齢23.89、結婚持続期間13.62年）

資料：『全国出生 及 家族保健実態調査』各年版 韓国保健社会研究院

ここでは、これまでの人口増加抑制政策の検討により、現代韓国の低出生現象に関連する三点を指摘しておきたい。第一に、韓国の出生率の低下は人工妊娠中絶等、女性を中心の産児制限によって成し遂げられた点である。次に、30年間という短期間に少子女観が形成され、人々がそれを内面化している点、そして最後に、人口政策と女性の地位向上との関係（男児選好思想の影響を含む）が非常に大きな意味を持っていた点である。これら三点は、現在も韓国の出産行動に大きな影響力を持っていると考えられる。

### 3. 低出生時代へ

#### (1) 合計特殊出生率とその推計

本節では、韓国の合計特殊出生率低下の要因を分析するために、まず、1960年～2001年の間の合計特殊出生率の変化と将来推計を、韓国統計庁の資料を用いて検討したい。

韓国の合計特殊出生率は、1983年には人口置換水準を下回り、1985年に1.7まで下がっている。その後、1995年まで1.7を維持しているが、1997年に1.56となった後、下降の一途を辿っている。しかし、この合計特殊出生率の低下は、政府の予測を大きく上回るものであった。

表 3-1 合計特殊出生率の変化 (1960～2001年)

年	1960	1970	1975	1980	1985	1990	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
	6.0	4.5	3.4	2.8	1.7	1.6	1.7	1.6	1.56	1.48	1.42	1.47	1.30

資料：本稿「年表2 韓国出生順位による出生時男女比率 (1970-2001年)」

韓国統計庁が5年毎に行っているセンサス結果を基に推計された韓国の合計特殊出生率の1995年推計と2000年推計を検討してみると、1995年センサスに基づく人口推計では、人口減少の予測をしつつも、2030年まで1.50は維持されると推計されており、非常に楽観的であったことが読み取れる。しかし、2000年人口推計の際には、合計特殊出生率推計が大きく下方修正され、合計特殊出生率の低下の予測が明確に現れている。その中でも、1.30もしくは、1.30を下回るのは、2020年前後と推計されている。

グラフ1の日本と韓国の合計特殊出生率の変化をみると、韓国の合計特殊出生率の変化がいかにも急速に進んでいるかを確認することができる。それ故、1997年以降の更なる急激な低下は、韓国政府が、将来人口の減少にたいし憂慮ではなく、危機感を表明するのに十分な現象であったと言える。

表 3-2 合計特殊出生率の推計 (2) (中位) [韓国統計庁]

年	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035
1995年推計	1.74	1.71	1.71	1.74	1.80	1.80	1.80	1.80	—
2000年推計	—	1.47	1.37	1.36	1.37	1.37	1.38	1.39	1.40

資料：『장래인구추계』1996, 2001 韓国統計庁

表 3-3 合計特殊出生率の推計 (3) (低位) [韓国統計庁]

	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035
1995年推計	1.74	1.64	1.56	1.52	1.50	1.50	1.50	1.50	—
2000年推計	—	1.47	1.35	1.32	1.31	1.27	1.21	1.15	1.10

資料：同上



## (2) 未婚率の上昇

これまで、金（2002）、ウン（은）（2002）、ビョン（변）（2002）らの研究で、多くの西欧先進諸国や日本と同様、韓国も未婚率の上昇により合計特殊出生率の低下が現れていることが明らかになってきている。それでは、ここでは、韓国の合計特殊出生率の低下が何に起因したものであるのか検討していく<sup>12</sup>。

まず、表 3-4 で 1960 年から 2000 年の年齢別有配偶出生率をみると、1990 年以降、20～24 歳年齢層と 30～34 歳年齢層の出生率がやや上昇している点以外、有配偶出生率に大きな変化は見受けられない。

表 3-4 年齢別 有配偶出生率（1960～2000 年）（単位：人／有配偶女性 1000 人）

年齢	1960 年	1970 年	1982 年	1991 年	1994 年	1997 年	2000 年
20～24 歳	447	450	458	306	320	377	386
25～29 歳	351	356	292	234	237	264	224
30～34 歳	298	223	103	53	65	88	86
35～39 歳	232	122	28	7	15	11	14
40～44 歳	117	53	7	1	1	4	4
45～49 歳	22	8	1	—	—	—	—

資料：『全國出生 및 家族保健實態調査』1982 年～各年版 韓國保健社會研究院

次に、統計庁センサスの結果から、5 歳毎女性出生コーホートの未婚率をグラフ化してみた。グラフ 2 では、1985 年から 2000 年の 15 年間に急激な未婚率の上昇が現れている。中でも、20～24 歳・25～29 歳年齢層の女性の未婚率が上昇し、1985 年から 2000 年にかけては、20～24 歳・25～29 歳年齢層がそれぞれ 20 ポイント上昇している。更に、1995 年から 2000 年の 5 年間には、25～29 歳（1970 年出生コーホート～1975 年出生コーホート）が 10 ポイント上昇している。

このように、有配偶出生率と未婚率を照らし合わせてみると、韓国の 1995 年以降の合計特殊出生率の低下は、未婚率の上昇によることが見て取れるのである。

表 3-5 初婚年齢の変化（1990～2000 年）

年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
女性	24.8	24.9	25.0	25.1	25.2	25.4	25.5	25.7	26.1	26.3	26.5
男性	27.8	28.0	28.1	28.1	28.3	28.4	28.4	28.6	28.9	29.1	29.3

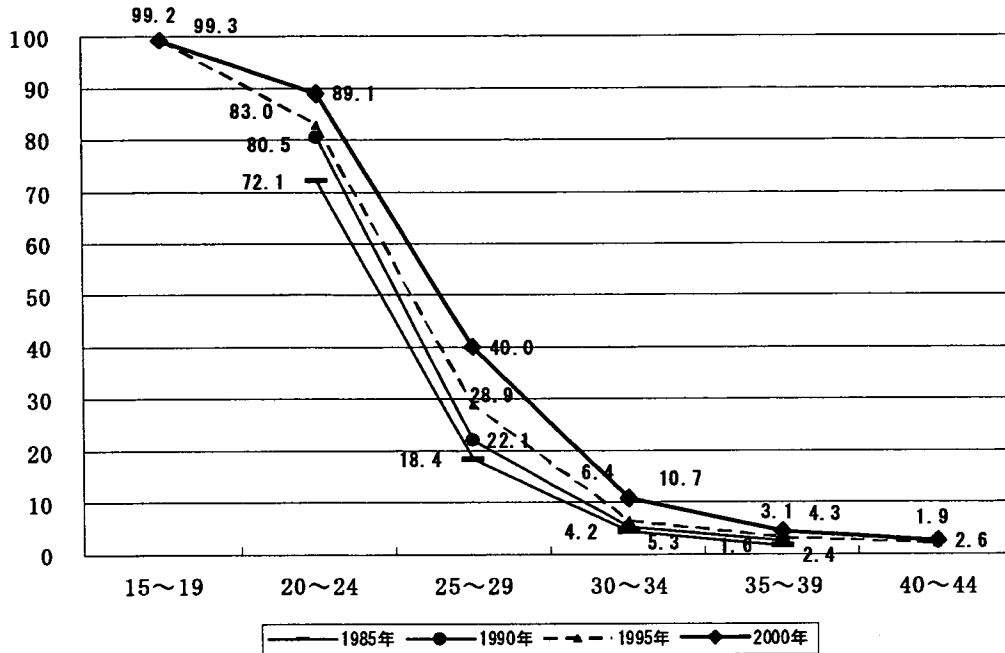
資料：『인구동태통계연보』2000 韓國統計庁

表 3-5 では、初婚年齢の上昇を確認することができる。果たして、未婚率の上昇は晩婚化現象であるのか、それとも非婚化現象であるのか。グラフ 2 によると、未婚率が著しく上昇したのは 1975 年出生コーホート（25～29 歳）である。また、1970 年出生コーホート（30～34 歳）も 10.7%という高い未婚率となっている。これら各出生コ

<sup>12</sup> 「人口抑制政策から低出生対応政策へ—日本と韓国の事例から—」現代韓国朝鮮学会 第 3 回定例研究会 報告（財団法人松下国際財団助成金対象研究成果） 2003 年 3 月 15 日

一ホートがキャッチアップ婚として終結するのか、非婚化となるのかが今後の韓国の人口政策に影響を与えていくものになる。

グラフ2 韓国女性 年齢別未婚率（1985～2000年）（%）



資料：『 인구 및 주택 센서스 보고서』1987 経済企画院 調査統計局  
『 인구 주택 총조사 보고서』各年版 韓国統計庁

### (3) 低出生時代へ

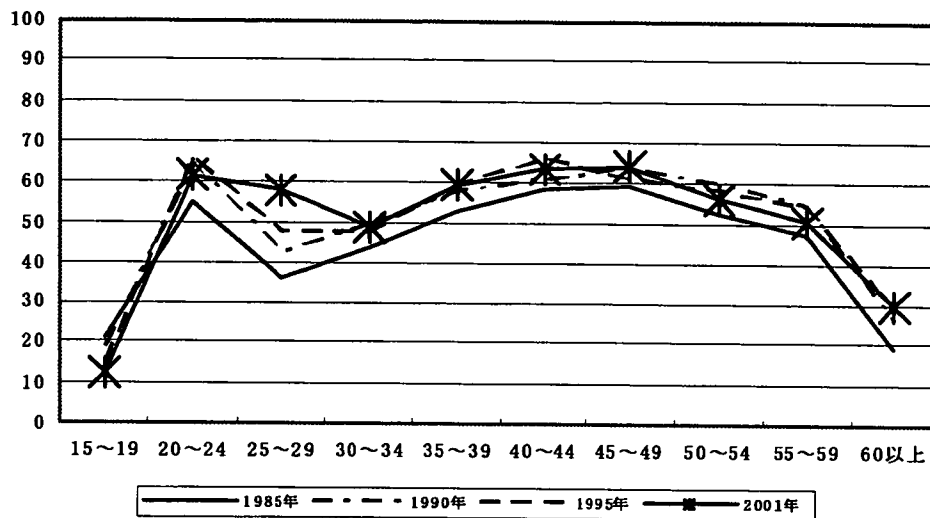
金他（2002）は、次節で詳述する報告書『低出生の社会経済的影響と長・短期政策方案』の中で、韓国の合計特殊出生率の下降の間接的な要因を7項目挙げている。それは、これまで研究されてきた日本や先進諸国の少子化問題と同様に、価値観の変化をはじめ、韓国の女性の高等教育率の上昇、経済活動への参加等、社会における女性の地位・環境の変化が大きいと指摘している。

表 3-6 低出生率の要因

直接的要因	結婚年齢の上昇とそれによる未婚率の上昇 既婚女性の少子女観定着
間接的要因	家族主義的価値観が薄れ、個人主義的価値観が広がったこと 後期産業社会への移行 男児選好思想の変化 女性の経済活動参加の増大 女性の教育水準の向上 農村から都市への移動による、住居環境・子女養育などの環境の変化 住居・子女養育費の負担増

出典：金勝権他『低出生의 社会経済的影響과 長・短期政策方案』2002 韓国保健社会研究院

グラフ3 韓国女性年齢別 経済活動参加率(%) (1985~2000年)



資料：『지난 30년간 고용사정의 변화』1994、『경제활동인구연보』1996・2002 韓国統計庁

表 3-7 韓国 男女別経済活動参加率の変化 (%) (1970~2000年)

	1970年	1980年	1990年	1995年	2000年
女性	39.3	42.8	47.0	48.3	48.3
男性	77.9	76.4	74.0	76.5	74.0

資料：同上

表 3-8 韓国女性 高等教育在学率 (%) (1985~2001年)

1985年	1990年	1995年	2000年
21.3	24.0	38.9	60.7

資料：『교육통계연보』各年版 教育部

結婚忌避や出産忌避が論じられる中、韓国で問題視され始めているのは、女性の経済的機会費用の増大である（イ(이)：2002、ピョン(변)：2002)。「賢母良妻<sup>13</sup>」規範が根強く、育児は母親の仕事とされ、就業女性が妊娠した場合、出産前後に退職し、家庭で子供を育てなければならないという社会的強制力も存在するのである。

これまでに機会費用を試算した研究報告は出されていないが、女性の高学歴化、経済活動参加率の上昇により、もし、女性が結婚・出産し育児に専念すれば、経済的・社会的に失うものは大きいことになる。韓国も、高学歴女性の離職率が下がってきて

<sup>13</sup> 丕(1988)によると、韓国の「賢母良妻」は、19世紀後半に日本からきた「良妻賢母」に由来するが、朝鮮時代において女性は、当時の日本よりも母親の役割が重要視されたため「賢母良妻」となった。  
조혜정 1988 『한국의 여성과 남성』문학과지성사 (p112)

おり (Lee & Hirai:2001)、これは、仕事をしている女性が、結婚や出産・子育てを選択し、継続就業を断念した場合の失う利益を懸念してのことであると思われる。それゆえに、また、高学歴女性の結婚忌避も増加する可能性は高い。

グラフ 3 では、1990 年には、25～29 歳で 1/3 もの女性が職場を離れているが、2001 年には、退職時期が 25～29 歳から 30～34 歳に移行し、また、離職率も低くなっている。韓国女性の経済活動参加率は 2001 年の段階でも M 字型曲線であるが、その変化としては、第一に、結婚年齢の上昇、第二に、結婚による退職慣行が、出産による退職に変化している点を挙げることができる。

他に、ピョン (변) (2002) が述べるように、韓国には「結婚イデオロギー」が存在し、生涯未婚率が女性 1.4・男性 1.83<sup>14</sup> という皆婚社会である。そのような社会で生殖の三位一体 (婚姻=性=生殖) が規範化されている場合、未婚者が「出産忌避のための結婚忌避」を行う可能性があり、現在の未婚率の上昇は、結婚適齢期世代の「結婚忌避」とともに「出産忌避のための結婚忌避」であるとも考えられる。

また、それ以外の韓国の未婚率の上昇の理由として、1997 年通貨危機による経済状況の悪化の影響が挙げられている (ウン (은) :2002、ピョン (변) :2002)。先の、表 3-1 合計特殊出生率の変化でも、それまで 1.6 を維持していた合計特殊出生率が、1997 年を境に下がり始めている。また、未婚率もこの 1995 年から 2000 年の間に急激に上昇したことは先に述べた通りである。日本でも、阿藤 (1997) により、1990 年代前半のバブル経済の崩壊、経済状況の悪化が未婚率の上昇に影響を与えたという価値観の変容に関する議論がなされているが、韓国にもこれに似た社会経済的背景があるのではないか。

未婚率の上昇は、女性にとって仕事と育児の負担の問題だけではなく、個人の人生観、結婚観等、価値観の変化が背景に存在しているとみられ、今後は、教育・生活スタイルの変化と共に、果たして、通貨危機による経済状況の悪化が、韓国の未婚率の上昇にどれだけ影響を与えているのか、という分析を含めて、未婚男女の結婚観を考察する必要がある。

---

<sup>14</sup> 2000 年センサス結果より算出

#### 4. 低出生対応政策 ー対応政策と出生率回復政策ー

韓国は、女性が高等教育を受け、就業し、仕事等で自己実現を図ろうとした時、結婚や出産・育児によりそれらをあきらめざるを得ないという社会的状況にある。それにより、結婚の忌避あるいは、出産の忌避が行われ、合計特殊出生率の低下が起こっているのである。

このような事態を前にして、政府内からも出産・育児に関し今後も量・質的にそれらに対する支援の拡充の必要性があることが指摘されている(金:2000、パク(박):2002、ソ(서):2003)。実際、育児中の夫婦の中には、これら保育サービスを併用、又は、利用せずに、平日は子供を両親等親族に預け、週末にのみ夫婦と子供と過ごすという「週末親」スタイルが存在するのである(塚本:1995、佐々木:2000)。韓国政府もこのような女性や家族に負担が大きい育児環境が、女性の結婚忌避、出産忌避を増大させていると認識しており、女性のニーズに応えていくことの必要性を掲げている。

そこで、本節では、韓国政府がこれまでに支援してきた家庭と仕事の両立支援策と育児に関する経済支援策を検討していく。政府は2002年に低出生率に対する対応政策の議論を本格化させており、現在、出生率回復を目的とした出生奨励政策を導入しようとしている。そこで、まず、出生奨励政策方案を検討し、その上で、既存の両立支援策と経済支援策の考察を行う。

##### (1) 出生率低下及び回復政策

政府の出生奨励政策は、2003年2月に韓国保健社会研究院より発表された『低出生の社会経済的影響と長・短期政策方案』(金勝権他)の報告書に盛り込まれている。ここでは、先進諸国等、これまでに少子化問題を抱えてきた各国の事例を踏まえ、人口減少による将来の労働力不足・学生数の減少、社会保障負担などの問題点を明らかにし、その影響を最小限に抑えるための政策方案を打ちだしている。

まず、報告書の骨子は、図1に見られるような「生活の質」の向上と出生率の低下防止であり、出生率低下により起こり得る社会経済的問題に対して包括的に対応し、その影響を最小限に抑えるための対応策として、労働部・教育部等各部処<sup>15</sup>が連携し、今後予期される労働力不足や少子化による教育環境の変化への対応、人材開発・保健福祉制度の拡充を掲げている。

低出生対応政策に関しては、図2に示すように、出生率の低下防止と出生率の回復を目指した積極的な出生奨励政策が議論されている。まず、「出生率低下防止及び回復政策」は、①「直接的出生率調整政策」と②「子女養育支援政策」が柱となっているが、①「直接的出生率調整政策」は、さらに(1)未婚者対象方案と、(2)既婚者対象方案に分けられている。これらは、これまでに、合計特殊出生率の低下には、未婚率の増大と既婚者の少産化の傾向が起因していることが明らかになっているため、未婚者・既婚者双方を対象に、結婚・出産を奨励し促すことを目的とするものである。

<sup>15</sup>「部処」は、日本の「省局」にあたる。

表 4-1 直接的出生率調整政策

直接的出生率調整政策	
未婚者対象 結婚・家族価値観増大広報・教育を行う	既婚者対象 経済支援：出産・児童手当の支給

資料：金勝権他 2002『低出産の 社會經濟的影響と 長・短期政策方案』韓國保健社會研究院

表 4-2 既婚者対象 経済支援策 方案

出産手当制度 (予算：300 億ウォン)	1 人目 約 60 万名 支給額：無し
	2 人以上 約 30 万名 支給額：10 万ウォン
児童手当制度	①案 3 段階の 出生順位別 1) 案 第三子以上 対象 一歳：同額支給 2) 案 第二子以上 対象 18 歳：差等支給 3) 案 第一子以上 対象 18 歳：差等支給
	②案 1) 案 第二子以上 対象 一歳：同額支給 2) 案 第一子以上 対象 18 歳：同額支給

資料：同上

既婚者を対象とした経済支援策は、表 4-2 の通りである。出産手当、児童手当共に予算の確保が必要であるため、支給対象・支給額を検討している段階にあるが、基本的に、出産手当・児童手当確立方案は一律手当型である。

出産手当制度確立方案は、1 人目には支給されず、2 人目以降のからの支給となり、10 万ウォンとなっている。

児童手当制度については、政府において、数年にわたり議論されてきた。ソ（서）（2000）は、「児童の生活の質」の向上を目指し、児童福祉政策の拡充方案の中でも、収入にかかわらない普遍的な児童手当制度の必要性を挙げ、事後補完的支援策から事前予防的支援策への転換の必要性について報告している。

これまでも、公務員や多くの民間企業で一定の家族手当が支給されてきているが、児童のための公的な経済支援は、現在、税金控除のみであり、収入の多寡にかかわらず児童に対して支給される一律手当型制度の確立が目指されている。しかし、支給額や支給方法により予算が大きくなる可能性があり、予算額によっては、母親が仕事を「持っている」、「持っていない」、が判断基準となる可能性を示唆している（金他：2002）。

これまでの研究で議論されてきた児童手当制度は、支給金額の面から、扶養費・教育費を賄えきれものではないが、児童手当制度の確立自体が意味を持ち、社会的に影響を与えるものと期待されている。

ここで見た「出生率低下防止及び回復政策」において、韓国政府は、出産手当等の直接的手段を通して、婚姻・出産に関して介入していくという立場を明確に打ち出している。今後、韓国政府は、合計特殊出生率の回復を目指し（これまでの報告書の分析を通し1.6-1.7と推測される。）、積極的に出産を奨励していく方針にある。

(2) 現在の政府支援政策

金（2000）が、少子女観の定着・低出生率の持続的な対策が必要であると述べているように、仕事と家庭の両立を目標に、政府は積極的に対応してきたが、1996年 OECD加盟後は OECD 水準が目標となり、様々な政策提案を行っている。

韓国政府による支援政策は、先進諸国の少子化対策として広く行われている様に、両立支援策と経済支援策がある。現在行われている支援政策は、表 4-3 の通りである。

表 4-3 韓国の政府支援策

両立支援策	経済支援策
出産・育児休暇制度 保育サービス	総合所得控除 [家族扶養控除・教育費控除]

①経済支援策

これまで導入されている経済支援策は、税金の総合所得控除で「家族扶養控除」と「教育費控除」がある。

家族扶養控除は、「基本控除」枠に入り、その額は、対象者の人数×100万ウォンになる。また、家族扶養控除の対象者は表 4-4 の通りである。

表 4-4 総合所得控除 [基本控除] 家族扶養控除対象者 (2003年)

[基本控除] 家族扶養控除対象者 × 100万ウォン	
居住者（納税者）本人	
居住者の配偶者 (年間所得 100万ウォン以下)	
居住者と生計を共にする (年間所得 100万ウォン以下)	居住者の直系尊属 男性 60歳以上 女性 55歳以上
	居住者の直系卑属 同居入養者 20歳以下 20歳以下
	居住者の兄弟姉妹 20歳以下 男性 60歳以上 女性 55歳以上
	国民基礎生活保障法 対象者

資料: 『税法』 2003 현암사

教育費控除は、上述の家族扶養控除対象者に対して「特別控除」として、教育費控除が行われる。対象者の教育費（授業料・入学金・保育料・教材費）を一定額控除す

ることを目的としているが、1994年まで大学生の授業料だけであったものが、乳幼児・幼稚園児そして小・中・高等学校生にまで拡大された。韓国では、法律上、小学校・中学校が義務教育、また、就学前6歳児も無料教育の対象となっているが、実際には、中学校と就学前6歳児の無料教育化は、現在進められている段階にある<sup>16</sup>。

教育費控除は、2002年末にも改正され、拡充されてきている。これには、子女教育の経済的負担を直接的支援する形であり、効果が高いと考えられていることが見て取れる。

表 4-5 総合所得控除 特別控除 教育費控除 (入学金・授業料・保育料)  
(1人当、単位：ウォン)

	2003年 控除限度額
幼稚園児、乳幼児、就学前児童	150万
小学生・中学生・高校生	200万
大学生・大学院生 <sup>17</sup>	500万

資料：『税法』2003 현암사

## ②仕事と家庭 一両立支援策一

仕事と家庭の両立のための支援は、母性保護及び労働の保障を中心に、出産・育児休暇制度と保育サービスが挙げられる。

韓国は、1975年の「第1回世界女性会議」参加以降、世界的な女性の地位向上の流れの中、積極的に女性の地位改善策を取り入れている。1983年には「Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (女性に対するありとあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)」に署名し、1984年12月27日に留保条項付批准を行った<sup>18</sup>。その後、各種女性政策の充実化が図られ、労働に関しては、男女雇用平等法の制定(1987年)や女性の経済活動参加率の上昇に伴い、就業女性に関する政策の改善や法律が制定されてきている<sup>19</sup>。

<sup>16</sup> 「幼児教育振興法」第4条 小学校就学直前1年の幼児教育は無償

就学前6歳児の無料教育化は、2006年迄に段階的100%達成を目指している。(ソ(서):2003)

<sup>17</sup> 年齢制限無し

<sup>18</sup> ①第9条 国籍の取得にかんする男女平等の権利

②第16条 1 [c] 婚姻中および婚姻の解消の際の男女同一の権利および責任

③第16条 1 [d] 子に関する事項の親としての男女同一の権利および責任

④第16条 1 [f] 子の後見および養子縁組又は国内法令に類する制度に関わる男女同一の権利

⑤第16条 1 [g] 姓および職業を選択する権利

これらの批准条項のうち、①、②、③、④に関しては、1999年3月15日と8月24日に留保が解除されたが、⑤の「姓および職業を選択する権利」は現在も留保されたままである。

<sup>19</sup> 『北京行動綱領履行관한国家報告書』1999 韓国大統領直属女性特別委員会

문유경 『OECD 회원국의 여성고용정책』2000 韓国女性開発院



そのような社会の流れの中、就業女性の仕事と家庭の両立のための支援政策は、女性政策の中でも重点課題の一つとして、政府をはじめ、女性団体等より労働条件や母性保護制度の内実化、及び、実行可能化が要求されてきている。

韓国の女性労働者の就業規則が目覚しく改善されたのは、1987年の「男女雇用平等法」制定からである。育児休業制度の確立も「男女雇用平等法」[第3章第19条母性保護及職業と家庭生活の両立の支援]により定められた。現在の母性保護は、子女教育の負担を軽減し、女性の社会参与・経済活動参与を推進するため、「勤労基準法」「雇用保険法」「男女雇用平等」の三法により規定されている。

政府は、国際労働機構（ILO）の勧告に基づき、国際水準への労働環境の改善を目指しており、母性保護関連規定の内実化を含め、様々な法律改正が行われている。また、労働部は、2005年迄に、女性の経済活動参加率を55%まで引き上げることを目標とし、2001年には、関連三法の改正が行われ、母性保護・女性の労働保障は大きく前進している（労働部：2002）。

#### ① 出産休暇制度（産前後休暇制度）

韓国の出産休暇制度は、1953年に「勤労基準法」の制定により保障され女性を対象とし60日間付与されてきた。2001年には90日間に延長され、また、同時に対象が、1人以上の事業所にまで拡大された。現在、正規職・非正規職等、労働形態に関わらず（日払い労働は除く）全員に適用されている。

先に述べた様に、2001年には、国際基準に相応して女性の経済活動参加率を高めるためとして、出産休暇が60日から90日へ延長された。それまで、休暇中の給付金は60日間全てが、雇用事業主の全額負担であったが、追加の30日間分は雇用保険からの負担となった。この30日間の延長は1990年頃に議論されはじめ、1994年には、労働部より、延長分は社会負担化による雇用保険により拠出するよう提案されてきた。その後、10年にわたる議論を経て、2001年に実現化された。雇用保険による、出産休暇手当の給付化は、「母性保護費用に対する社会分担化」を意味し、その社会的意義は大きい。

出産休暇制度の取得資格者は、出産休暇取得日以前に、雇用保険での被保険単位期間が180日以上である女性と規定されている。給付金は、毎月本人指定の金融機関に振り込まれる。60日間は、雇用主により全額支給され、残り30日は、雇用保険より、一ヶ月の所定労働時間×時間給（最高限度額：135,000ウォン）が支給される。また、出産休暇手当と育児休暇手当の重複受取は認められない。

表 4-6 出生（産前産後）休暇制度の変遷（1953年～2001年）（ウォン）

	休職期間	給付金の出处	
1953年	60日間	「勤労基準法」制定	雇用主 通常賃金 全額
1997年	60日間	新「勤労基準法」制定	雇用主 通常賃金 全額
2001年	90日 (産後45日以上)	雇用主(最初60日) 通常賃金 全額	雇用保険(最後30日) 一ヶ月の所定労働時間 × 時間給 上限：1350,000 下限：最低基準月額賃金 (476,500)

表 4-7 出産休暇取得者数推移（2002年1月～12月）（人）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
45	511	1,767	2,026	2,361	2,201	2,715	2,087	2,251	2,294	2,222	2,231

資料：『고용보험통계월보』2003年1月号 한국산업인력공사 중앙고용정보원

次は、取得状況について見ていく。表 4-7 は、2002 年の出産休暇取得者数推移（2002 年 1 月～12 月）である。これによると、1 月と 2 月は、非常に低くなっているが、これは、2001 年 11 月に制度の改正が行われたことによる、時差から生じたものと推測される

2002 年の年間合計は 22,711 人で、4 月以降の、1 ヶ月当たりの平均取得者数は 2265 人である。2001 年の法律改正時に、政府は、1 年間に 12 万名の取得を想定していたのに対して、これは、約 1/5 の取得状況である。それは、出産休暇が延長され、たとえその延長分の給付金の出处が雇用保険となっても出産休暇が促進されている状況ではないことを示している。

韓国では、出産退職慣行が現在も根強く、多くの女性が出産により退職か、もしくは、そのまま出産休暇を取得せずに出産前後も勤務を続けているものと推測される。

また、出産休暇を与えない、60 日分しか与えない等の雇用主の事例も報告されており<sup>20</sup>、今後は、制度の実行化が課題である（『月刊노동』2002）。

## ②育児休暇制度

育児休暇制度は、1987 年「男女雇用平等法」制定により確立された制度で、1 歳以下の子女を持つ労働者を対象とし、12 ヶ月間迄の取得を保証している。国家・地方公務員は、2002 年より、3 歳以下の子女を対象に 12 ヶ月間迄の取得が可能となった。

休暇中は無給であったが、2001 年の法改正により、月額 20 万ウォンが雇用保険により拠出されることになった。これは、先の出産休暇延長分手当の給付と同様に、「育児の社会化」が図られたものである。また、2002 年に再び法改正され、給付金が 30 万ウォンに増額された。

<sup>20</sup>出産休暇申請を許可しない雇用主は、2 年以下の懲役、又は、100 万ウォン以下の罰金が課される。

取得資格者は、企業に12ヶ月以上在籍し、雇用保険での被保険単位期間が180日以上である者（産前後休暇取得中であっても事業主から給与を支払われている場合その期間は含まれる）で、共働きの夫婦の場合、女性・男性どちらか一方が申請により取得できる。

表 4-8 育児休暇制度の変遷（1988年～2003年）（ウォン）

	休職期間	給付金	給付金の出処
1988年	男女雇用平等法施行 女性のみ適用	—	無給
1995年	勤労女性の配偶者 (男性)に適用拡大 女性：10.5ヶ月* 男性：12ヶ月	—	無給
2001年	勤労者の配偶者 (男女)が取得可能 女性：10.5ヶ月* 男性：12ヶ月	— 200,000	無給 雇用保険
2003年	女性：10.5ヶ月* 男性：12ヶ月	— 300,000	無給 雇用保険

\* 女性は、出産後休暇45日（以上）が適用されるため10.5ヶ月となる。

表 4-9 育児休暇取得者数推移（2002年1月～12月）（人）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
男性	6	7	2	9	7	6	4	5	5	6	8	13
女性	118	122	195	220	305	303	412	361	404	388	416	441
合計	124	129	197	229	312	309	416	366	409	394	424	454

資料：『고용보험통계월보』2003年1月号 한국산업인력공사 중앙고용정보원

次に、表 4-9 の育児休暇取得者数推移では、月毎の取得者数の増加を見ることができ、年間取得者数の約3,763人は、政府が予測した年間2万名（取得者数）の約1/5にしか満たない。前年（2001年）の給付金が無かった時と月額取得者数は殆ど変化をみせていないが、それは、給付額の低さにも原因があると指摘されている（『月刊노동』2002）。現在は、2003年の支給額30万ウォンへの引き上げにより、取得者の増加が期待されている状況にある<sup>21</sup>。

また、育児休暇が取得し易い環境を作るために、育児休暇取得後の復職に向けての職業復帰訓練プログラムや、休職中の代替労働者のための代替訓練プログラムの開発等が求められている（『月刊노동』2002、労働部2002）。

<sup>21</sup>支給額は、最低限男女平均賃金の30%水準（約40万）が求められ、2002年にも議論されたが、経済界からの強い反対に遭い、30万ウォンとなった経緯がある。

### ③家族看護休暇制度

1995年に国家公務員・地方公務員・教育公務員に制度化された。現在は、私立学校の教員にも拡大されているが、民間企業は適用外であるため、早期の法制化が求められている。

これは、労働者の父母・配偶者・子女、及び、配偶者の父母の看護が必要な際、取得できる休暇制度で期間は最長12ヶ月である。在籍期間中36ヶ月迄取得可能であるが、無給である。

表 4-10 家族看護休暇制度

	休職期間	給付金	給付金の出处
1995年	12ヶ月 (在職期間中36ヶ月を限度)	無給	—

### ④保育サービス及び保育施設

韓国では、1960年代の工業化による都市化に伴い、専業主婦が増加した。また、都市部における専業主婦の誕生により、育児は家庭内で解決するべきものであるとされてきた。しかし、既に述べてきた様に、その後女性の経済活動参加の活発化は増大し、それ従って年表3に見られるような、充実した保育環境の確立を目指した保育サービスの制度化が試みられてきた。

表3-7に見られるような、女性就業者数の増加に伴い「保育サービスの社会化」が益々求められ、1989年の「男女雇用平等法」制定により、法制化がなされた。また、1980年代には、女性（母親）の自己実現のための就業に対する保育サービスの必要性が論じられ始め（相馬：2003）、1990年には保育施設の拡充が政府目標として掲げられた。1991年には、「乳幼児保育法（嬰幼兒保育法）」が制定され、1995年には「保育事業拡充3ヵ年計画（1995～1997年）」により保育施設の設立及び運営が促進された。その後も、保育関連事業は、保健福祉部の管轄にあり、行政指導・予算・認定業務等が行われている。

#### [保育施設]

保育施設は、表4-11の通り、国・公立保育施設と民間保育施設に分類され、民間保育施設には、一般保育施設・事業所設置保育施設（職業保育施設）・家庭保育施設の3種類がある。事業所併設の保育施設に関しては、「乳幼児保育法」により、女性労働者が300名以上の事業所に設置が義務付けられている。また、設置が不可能な場合、保育費用の50/100の支給が義務付けられている。

表4-12は、1993年から10年間の全国保育施設数と保育児童数の変化であるが、1995年以降、増加していることが見て取れる。1993年当時に5,500ヶ所程度であった保育施設は、1996年には、2倍以上の12,000ヶ所となり、2002年には、20,000ヶ所を超えている。保育児童数は、その間に15.3万人から77万人と5倍程に増えている。

次に、全国保育施設の概要であるが、表4-13によると、全国の利用率は、86%となっている。詳細を見てみると、国・公立保育施設利用は96%と高いが、これは、保育費用の面等から託児希望者が多いためとみられる。しかし、設置数が少ないため待機者